

文化審議会

主管省及び庶務担当部局課 文化庁政策課

電話番号 (03)5253-4111 (代表)

ホームページ

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/>

根拠法令 文部科学省設置法第20条

設置年月日 平成13年1月6日

所掌事務

1. 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）及び博物館による社会教育の振興に関する重要事項に関する重要事項を調査審議すること、また文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること
2. 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること、また文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること
3. 文化芸術振興基本法第7条第3項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律第12条第2項、著作権法、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律第5条第4項、著作権等管理事業法第24条第4項、文化財保護法第153条及び文化功労者年金法第2条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること

分科会等

<分科会>

1. 国語分科会

(所掌事務) 国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること

2. 著作権分科会

(所掌事務)

- ① 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること
- ② 著作権法、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律第5条第4項及び著作権等管理事業法第24条第4項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

3. 文化財分科会

(所掌事務)

- ① 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること
- ② 文化財保護法第153条の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

4. 文化功労者選考分科会

(所掌事務) 文化功労者年金法第2条第2項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

<部 会> 文化政策部会、美術品補償制度部会、世界文化遺産部会、無形文化遺産部会、文化施設部会、文化経済部会

委員<定数> 30人以内（学識経験のある者）

うち常勤 なし

<任期> 1年

<氏名> 相澤 彰子（大学共同利用法人情報・システム研究機構国立情報学研究所教授、副所長）

岩崎 奈緒子（京都大学総合博物館教授）

植木 朝子（同志社大学文学部教授）

太田 勝造（明治大学法学部教授）

黒田 龍二（神戸大学名誉教授）

河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事）

◎島谷 弘幸（国立文化財機構理事長、皇居三の丸尚蔵館長）

高部 眞規子（弁護士）

田中 正之（国立美術館 理事、国立西洋美術館長）

中江 有里（俳優、作家、歌手）

西岡 陽子（大阪芸術大学名誉教授）

野嶋 洋子（国立文化財機構アジア太平洋無形文化遺産研究センター研究担当室長）

菱田 哲郎（京都府立大学文学部教授）

○日比野 克彦（東京藝術大学長）

松田 陽（東京大学准教授）

森山 卓郎（早稲田大学文学学術院教授）

吉田 ゆり子（東京外国語大学名誉教授）

渡辺 俊幸（作曲家、一般社団法人日本音楽著作権協会理事、洗足学園音楽大学客員教授）

（委員<氏名>については、令和6年5月13日現在）

諮問・答申事項等

- ・持続可能な文化財の保存と活用のための方策について
(R4.12.16 第二次答申) など5,127件
- ・デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した
著作権制度・政策の在り方について(第一次答申)(R5.2.7 答
申)
- ・文化芸術推進基本計画(第2期)について(R5.3.2 答申)